

高速ツアーバス等の高速乗合バスへの
移行のための
高速バス停留所調整ガイドライン

平成24年11月

国土交通省自動車局

■目 次■

1. ガイドラインの基本的な考え方（P 1）
2. 用語の定義（P 2）
3. 協議会の設置等（P 4）
4. 調整の対象とする地域の指定（P 6）
5. バス停留所の確保（P 7）
6. バス停留所の使用の申請（P 9）
7. バス停留所の配分（P 1 1）
8. 調整後の取扱い（P 1 2）
9. 施行（P 1 2）

1. ガイドラインの基本的な考え方

高速ツアーバス等については、「バス事業のあり方検討会」報告書（平成24年3月30日）において、高速乗合バスへの早期移行が求められたところであるが、平成24年4月29日に発生した関越自動車道における高速ツアーバス事故を踏まえ、平成25年7月末までのできるだけ早い時期を目標に高速乗合バスへ移行させるべく指導することとされ、平成24年7月31日に新しい高速乗合バスの制度が創設された。

高速乗合バスへ移行するためには、乗合バス事業の許可取得が必要であり、その要件としてバス停留所の確保が必要である。バス停留所の確保は、第一義的には、許可を取得する高速ツアーバス事業者等が自ら行うべきものであり、利用者の待合施設や車両・乗務員の休憩待機施設等を含め、自らその確保に積極的に取り組む必要がある。一方で、高速ツアーバス等は、大都市圏のターミナル駅周辺をその発着地点として利用しているケースが多く、こうした地域で既存の乗合バス事業者のバス停留所の一部の時間帯を利用するための調整を行ったり、新たにバス停留所を設置することは、多数の関係者が存在することから、当事者間での個別の調整のみでは困難あるいは調整に長期間を要すると考えられる。

このため、これら一部の地域においては、協議会を設置し、高速ツアーバス等の高速乗合バスへの移行に必要な範囲において、バス停留所の確保に向けた調整を行うこととする。

本ガイドラインは、高速ツアーバス等から高速乗合バスへの移行を適切かつ着実に実施するため、関係者及びパブリックコメントの意見を踏まえ、バス停留所の安全性や利用者の利便性が確保されるよう十分に配慮しつつ、制定するものである。

なお、協議会の設置後も、高速ツアーバス事業者等はバス停留所の確保に向けた自助努力を引き続き行う必要がある。

2. 用語の定義

本ガイドラインにおいては、下記の用語は以下のように取り扱うこととする。

- ① 「乗合バス事業者」とは、道路運送法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）を営む者をいう。
- ② 「貸切バス事業者」とは、道路運送法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により11名以上の乗車定員の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）を営む者をいう。
- ③ 「旅行業者」とは、旅行業法第2条第1項に掲げる旅行業を営む者をいう。
- ④ 「高速ツアーバス」とは、高速道路を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行として運行される貸切バスをいう
- ⑤ 「会員制高速バス」とは、会費を支払った会員向けに一定期間乗り放題等の形態で提供される、高速道路を経由する2地点間の移動サービスのために運行される貸切バスをいう。
- ⑥ 「高速ツアーバス等」とは、高速ツアーバス及び会員制高速バスをいう。
- ⑦ 「高速ツアーバス事業者等」とは、高速乗合バスへの移行に伴い乗合バス事業の許可又は事業計画の変更認可を受けようとする者であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (a) 高速ツアーバスを企画実施する旅行業者
 - (b) 会員制高速バスを主催する団体
 - (c) 高速ツアーバス等を運行する貸切バス事業者（高速ツアーバスを企画実施する旅行業者及び会員制高速バスを主催する団体が乗合バス事業の許可又は事業計画の変更認可を受けない場合に限る。）
 - (d) 高速ツアーバス等を企画実施する旅行業者又は会員制高速バスを主催する団体が新たに設置を予定する会社（当該旅行業者又は団体が乗合バス事業の許可又は事業計画の変更認可を受けない場合に限る。）
- ⑧ 「高速乗合バス」とは、道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するもの

をいう。

- ⑨ 「使用時間帯」とは、バス停留所において高速乗合バスへ移行する高速ツアーバス事業者等がバスの発着のために使用することのできる時間帯をいう。
- ⑩ 「発着枠」とは、バス停留所の使用時間帯を高速ツアーバス事業者等に対して配分する際の単位をいう。
- ⑪ 「バス停留所の配分」とは、高速ツアーバス事業者等からのバス停留所の使用の申請を受けて、各高速ツアーバス事業者等に対し発着枠を配分することをいう。

3. 協議会の設置等

(1) 協議会の設置

地方運輸局は、国土交通省自動車局及び協議会の構成員となる関係者に対する協議のうえ、以下のいずれかに該当する地域に協議会を設置する。

- ① 多数の高速ツアーバス等による違法駐停車や旅客の歩道上での滞留により安全上の問題や周辺環境の悪化等が生じている大都市圏のターミナル駅周辺等の地域であって、高速ツアーバス等のバス停留所の確保のために、バス停留所に係る関係者全体で早急に調整を行う必要がある地域
- ② ①以外の地域であって、①と同様の問題が発生しており、乗合バス事業者の関係団体又は高速ツアーバス事業者等の関係団体から地方運輸局に対してバス停留所の確保のために関係者全体で調整を行う必要がある旨の要請があり、高速ツアーバス等のバス停留所の確保のために関係者全体で調整を行うことが適当と判断する地域

なお、地域が相互に近接しており、かつ、ある地域で旅客の乗降を行う運行系統の多くが他の特定の地域においても旅客の乗降を行っている場合にあっては、地方運輸局の判断により、複数の地域を調整対象とする協議会を設置・運営することができる。

(2) 協議会の運営

協議会は地方運輸局が主催し、自動車交通部旅客（第一）課が事務局を務めるものとする。なお、東京都内及びその周辺地域等については、必要に応じて国土交通省自動車局も関与する。

会長は地方運輸局自動車交通部長又はその指名する地方運輸局の職員（東京都内及びその周辺地域等については、必要に応じて国土交通省自動車局審議官）とする。

協議会を設置した地方運輸局は設置した旨を公表する。また、協議会の開催前には協議会を開催する旨を公表する。

協議会は、非公開とする。ただし、協議会の開催後、開催日時及び場所、議題並びに協議の概要等を記載した議事概要を公表する。

(3) 協議会の構成員

協議会は、次に掲げる者により構成する。

- ① 地方運輸局自動車交通部及び運輸支局（東京都内及びその周辺地域等については、必要に応じて国土交通省自動車局も関与）
- ② 高速ツアーバス事業者等の関係団体
- ③ 関係する乗合バス事業者の関係団体及び3.の地域においてバス停留所を有する乗合バス事業者
- ④ 上記②・③の関係団体に加盟していない関係する高速ツアーバス事業者等及び乗合バス事業者
- ⑤ 指定された地域内に所在する駅前広場、バスターミナル等の管理者又は地権者（鉄道事業者、市区町村等）
- ⑥ 関係する市区町村及び都道府県
- ⑦ 関係する道路管理者
- ⑧ 関係する都道府県警察
- ⑨ その他会長が必要と認める者

上記④に該当する高速ツアーバス事業者等及び乗合バス事業者は、協議会の設置の公表後14日以内に主催者に対し、協議会に参加する意思がある旨申し出なければならない。申出がない事業者については、協議会における構成員としないほか、7.の配分に際し平成23年度及び平成24年度上期に運行実績のない事業者として取り扱う。ただし、申出がないことにつきやむを得ない事情があると認められる場合には、各協議会の判断により上記と異なる取扱いをすることができるものとする。

(4) 協議会の所掌

協議会は、高速ツアーバス等の高速乗合バスへの移行に必要な範囲において、次に掲げる事項の調整を行う。

- ① 調整の対象とする地域の指定
- ② 配分するバス停留所の確保（バス停留所の新設を含む）
- ③ バス停留所の配分

4. 調整の対象とする地域の指定

(1) 調整の対象とする地域の指定

協議会は、その設置後、調整の対象とする地域を指定する。

(2) バス停留所の使用制限

地方運輸局及び協議会は、調整の対象とする地域の指定後バス停留所の確保及び配分が終わるまでの間、関係する乗合バス事業者が、高速ツアーバス事業者等のバス停留所の使用を故意に妨害する意図を以て新たな運行の設定や運行計画の変更等を行わないよう要請する。

5. バス停留所の確保

(1) 配分の対象とするバス停留所

配分の対象とするバス停留所は、4. により指定された地域内の公道上に設置されているバス停留所及び乗合バス事業者又は高速ツアーバス事業者等が確保済み又は確保に向けた調整を行っている公道上のバス停留所とする。

なお、私有地内のバス停留所については、原則として私有権を尊重し、対象としないが、高速ツアーバス等の起終点等の重要地点にあつては、私有権との関係で一定の制約があることに留意しつつも、調整の対象候補として検討する。

(2) バス停留所の使用状況及び使用条件の確認

配分の対象とする停留所を有する乗合バス事業者又は高速ツアーバス事業者等は、協議会に対し当該バス停留所に係る協議会設置時点における使用状況及び使用条件が分かる書類を提出する。

バス停留所の使用条件としては、以下の事項等が考えられる。

- ① バス停留所の形状及びバス停留所を使用するバスの規格に係る書類
- ② バス停留所の占用料、電気料金、清掃委託費用、誘導員の配置費用等
- ③ バス停留所の上屋、ベンチ、待合施設等の設置に要する費用等
- ④ 周辺住民との関係で使用の制限がある場合には、その内容

(3) バス停留所の使用時間帯、発着枠及び使用条件の決定

地方運輸局は、(2) により提出された資料に基づき、以下の基準に照らし、調整の対象とするバス停留所の使用時間帯、発着枠及び主要な使用条件の案を作成する。地方運輸局は当該案を協議会に諮り、協議会において決定する。

◇基準

高速ツアーバス等の運行間隔を25分間隔（始発便の25分以前及び終車便の25分以降は、15分間隔）として、使用時間帯及び発着枠を算出する（別図1参照）。

なお、算出に当たっては、既存の乗合バスと高速ツアーバスの車両の大きさの違いから生じる駐車枠のサイズの違い等の条件を考慮する必要がある。また、当該バス停留所の実際の運行状況等に応じて、協議会において合意が得られた場合には、上記の運行間隔と異なる間隔により使用時間帯及び発着枠を算出することができる。

なお、既存乗合バス事業者より他のバス停への移動希望が出された場合、当該移動により同等又はそれ以上の高速ツアーバス等の発着枠の確保ができることを条件に、優先的に移動を認める。この場合であっても、停留所の移動に際しては、道路占用許可等に係る所要の手続きを受ける必要がある。

（4）バス停留所の新設

協議会は、（2）により提出された資料及び平成24年8月から9月にかけて国土交通省が実施した「高速ツアーバス等から高速乗合バスへの業態転換意向に関する調査」及び「高速ツアーバス等発着実績調査」の結果を踏まえ、高速ツアーバス等の高速乗合バスへの移行に伴い必要となるバス停留所の発着枠が、既存のバス停留所のみでは不足すると判断する場合、新たなバス停留所の設置を検討する。この場合において、高速ツアーバス事業者等の関係団体は、新たなバス停留所の設置候補地を具体的に提示し、高速ツアーバス事業者等の関係団体及び地方運輸局が協力して協議会の構成員である関係者全体と調整を行う。

なお、調整の対象とする地域内に新設のバス停留所を確保できない場合、協議会において調整の対象とする地域の拡大について検討する。

バス停留所の新設の決定後は、（3）と同様の方法で使用時間帯、発着枠及び使用条件を決定する。

6. バス停留所の使用の申請

(1) 使用申請の受付

協議会は、配分の対象とするバス停留所の使用時間帯、発着枠及び使用条件を決定後速やかに、申請の単位とするバス停留所群（個別のバス停留所ごとではなく、一定のまとまりのあるバス停留所とする。）及び時間（発着ともに原則1時間単位とする。）を決定し、当該バス停留所の使用に関する申請の受付を開始する。

(2) 使用の申請

高速ツアーバス事業者等は、申請の受付開始後2週間を目安として協議会が定める日までに、高速ツアーバス関係団体に加盟している高速ツアーバス事業者等にあつては当該団体を通じて、それ以外の者にあつては協議会に対して直接、使用の申請を行う。申請を行う者は、以下の要件を満たす必要がある。

- ① 平成23年度及び平成24年度上期に当該地域を発着する高速ツアーバス等を企画実施した実績があること
- ② 乗合バス事業者でない高速ツアーバス事業者等にあつては、自らが高速ツアーバス等を運行している系統について一般乗合旅客自動車運送事業許可をとり、乗合バス事業者である高速ツアーバス事業者等にあつては、自らが高速ツアーバス等を運行している系統について事業計画の変更により路線の新設等を行い、乗合バス事業として運行を行おうとする者であること
- ③ 乗合バス事業者でない高速ツアーバス事業者等にあつては「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」（平成13年8月29日付け自旅第71号。以下「処理方針」という。）1(9)③、乗合バス事業者である高速ツアーバス事業者等にあつては処理方針2(2)に掲げる要件すべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと
- ④ 利用者の待合施設、車両・乗務員の休憩待機施設等の確保に係る準備を進めていること

(3) 申請書の提出

(2) の申請を行う者は、以下の書類を提出しなければならない。

- ① 申請者の名称、代表者名及び連絡先を記載した書類
- ② 乗合バス事業者でない高速ツアーバス事業者等にあつては、一般乗合旅客自動車運送事業許可申請手続のための準備の状況を示す書類
 - ・ 路線、営業所、自動車車庫（着地において長時間停留する高速バス路線については着地における自動車車庫又は駐車場）、乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設（着地において長時間停留する高速バス路線については着地における睡眠施設）等に係る事業計画及び運行計画の概要
 - ・ 運行管理者、運転者等の確保の見込み
- ③ 乗合バス事業者である高速ツアーバス事業者等にあつては、事業計画変更手続のための準備の状況を示す書類
 - ・ 路線等に係る事業計画及び運行計画の概要
- ④ 使用を希望するバス停留所群の名称、使用を希望する日、使用を希望する時間帯、当該時間帯毎の発着希望枠（平成23年度及び平成24年度上期の発着実績のうち少ない方の範囲内に応じたものに限る。）を記載した書類
- ⑤ 平成23年度及び平成24年度上期の発着実績を記載した書類
- ⑥ 使用を希望するバス停留所に、利用者の待合施設の確保、車両・乗務員の休憩待機施設の確保、誘導員の配置、乗車に要する時間等の条件が付されている場合にあつては、当該条件を満たす予定である旨の説明及び満たす予定の時期を記載した書類
- ⑦ バス停留所の確保に向けた自主的な努力の実施状況に係る書類
- ⑧ その他会長が必要と認める書類

7. バス停留所の配分

協議会は、申請された各時間帯における発着希望枠の合計が、配分の対象とされたバス停留所における当該時間帯の発着枠を上回る場合には、各高速ツアーバス事業者等の発着希望枠の発着希望枠全体に占める割合に応じて、発着枠を配分する。この際、発着枠のうち小数点以下の部分については切り捨て、余った発着枠については未配分の高速ツアーバス事業者等に優先的に配分する。未配分の高速ツアーバス事業者等が複数存在する場合は、抽選で配分する。(※配分の方法は、別図2参照)

また、申請された各時間帯における発着希望枠の合計が、配分の対象とされたバス停留所における当該時間帯の発着枠を下回る場合には、各高速ツアーバス事業者等に申請どおり配分する。

これらの配分は、発着枠に対する発着希望枠の競争倍率が高い時間帯から先に行う。また、申請された発着希望枠について、「毎日運行されているもの」、「週1便以上運行されているもの（毎日運行されているものを除く）」、「その他」に分け、この順に優先順位をつけて、配分を行う。

なお、高速ツアーバス事業者等は、配分された発着枠に対応する時間帯のなかで、使用条件を遵守し、また、発着に必要な間隔を十分に確保したうえで、自由に使用方法や実際の発着回数を定めることができる。

協議会は、上記の調整の終了後、バス停留所の配分を受けた高速ツアーバス事業者等に対し、その旨を証する書類を交付する。

8. 調整後の取扱い

(1) 許認可申請等に係る手続

協議会における調整の結果、新たにバス停留所を使用することとなった高速ツアーバス事業者等は、原則として平成25年4月末までに、主たる事務所の存する都道府県を管轄する運輸支局に対し、一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請又は事業計画の変更認可申請を行わなければならない。なお、当該申請が却下された場合、協議会における調整結果は、当該高速ツアーバス事業者等の配分について、効力を失うものとする。

(2) バス停留所の使用に係る留意事項

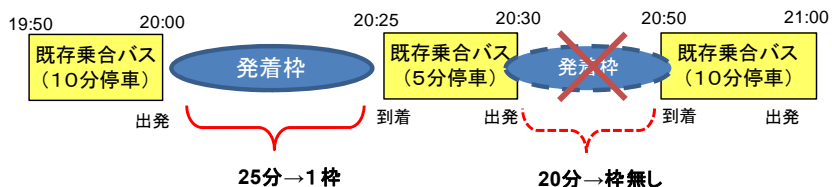
高速ツアーバス事業者等及び5.(3)により優先的な移動を認められた乗合バス事業者は、バス停留所の使用に際し、道路占用許可等に係る所要の手続きを行うとともに、必要な人的・金銭的負担を含め、当該バス停留所の使用条件を遵守しなければならない。

9. 施行

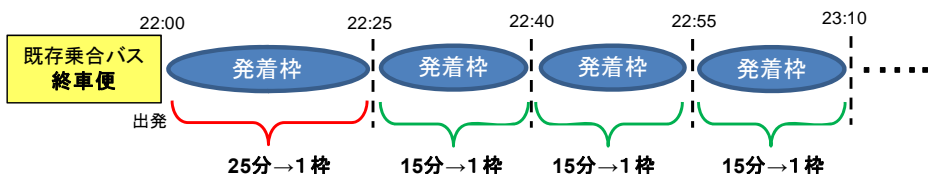
本ガイドラインは平成24年11月30日から施行する。

(別図1) バス停留所の発着枠の算出方法

基準① 連続した25分以上の未使用時間帯があれば、25分ごとに発着枠を算出



基準② 始発便の25分以前及び終車便の25分以降は、15分おきに発着枠を算出



※ 当該バス停留所の実際の運行状況に応じて、協議会において合意が得られた場合には、上記の基準とは異なる基準により使用時間帯及び発着枠を算出することができる。

(別図2) バス停留所に係る発着枠の配分方法

- 方針① 競争倍率の高い時間帯から先に配分を行う
 方針② 配分の単位は個別の停留所ではなく、協議会が定めた一定のまとまりのある停留所群とし、また発着とともに1時間単位で配分を行う

